

判例第 37/2020/AL 号¹

保険契約者が保険料を保険料支払期間の満了後に支払った場合における財産保険 契約の効力について

2020 年 2 月 5 日に最高人民裁判所の裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2020 年 2 月 25 日付決定第 50/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

ドンナイ省における、原告である N 有限責任会社と被告である P 保険株式総会社の間、関連する権利利益を有する者が P 1 保険会社、V 株式商業銀行、S 紙株式会社である、「保険契約に関する紛争」という経営商業事件に関する、ホーチミン市に所在する高級裁判所の 2018 年 6 月 26 日付監督審決定第 28/2018/KDTM-GDT 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第 4、5 段落

判例の内容の概要

-判例の事実

保険契約者は、保険契約における合意した保険料支払期間が満了した後に、保険企業に対し保険料を支払った。保険企業は、何かの意見を出さず、保険契約者に対し契約の終了について通知せずに保険料を受け取り、その保険料につき追加価値の領収書を発行し税務報告を行った。その後、保険事故が発生した。

-法的解決策

¹この判例は、最高人民裁判所の法制及び化学管理課が提案したものである。

この場合、保険契約は有効であり、保険企業は被保険者に対し損害を補償しなければならない。

判例に関連する法令の規定

- 2005 年民法第 285 条、第 287 条（2015 年民法第 278 条、第 354 条が対応する。）
- （2010 年に修正・補充）2000 年保険経営法第 15 条、第 23 条

判例のキーワード

「財産の保険契約」、「保険料」、「保険料の支払期間」、「保険契約の効力」、「保険事故」、「損賠補償」

事件の内容

訴状によれば、原告の委任代表者は、次のとおり述べた。

N 有限会社（以下「N 会社」という。）は、ドンナイ省計画投資局が発行した 2004 年 7 月 29 日付企業登録証明書第 3600686844 号に基づき設立され、運営されている。この企業登録証明書は、2015 年 9 月 4 日に 6 回目の変更がなされた。

被保険者である N 会社と保険者である P1 保険会社（以下「P1 保険」という。）は、7 つのボイラー保険契約および公共責任保険契約を次の内容で締結した。

1 2015 年 3 月 24 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0005 号である（以下「契約第 0005 号」という。）。その保険契約全体は、2015 年 3 月 24 日付ボイラー保険の保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0005 号、2015 年 3 月 24 日付保険料徴収通知、追加条件、ボイラー保険規則からなる。N 会社は、P1 保険により、次のとおり保険を受ける。

- 物的損害について：Biomass ボイラー（常に Lo Hoa Viet と呼ばれている。）につき、保険金は 6,500,000,000 ドンである。

- 第三者に対する責任について：保険責任の限度は、1 件事故かつ全保険期間につき最大 1,000,000,000 ドンであり、具体的に：

+ 人的損害について

・ 1 人ごとにつき：20,000,000 ドン/1 人/1 件事故

・ 総人数につき：200,000,000 ドン/1 件事件かつ全保険期間

+ 財産について：2,000,000,000 ドン/1 件事故かつ全保険期間

被保険場所：H 株式会社（以下「H 会社」という。）、住所：ドンナイ省 B 県 L 区 8 町。

保険金受取人：V 商業株式銀行 B 支店（以下「V 銀行 B 支店」という。）。

保険期間：2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日

2 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号である（以下「契約第 0009 号」という）。その保険契約は、2015 年 3 月 24 日付保険証書第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 24 日付付保険料徴収通知、公共責任保険規則、公共責任保険の修正追加条項からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、最大 1 年又は 1 件事故につき 21,000,000,000 ドンの保険金（人的損害についての制限：最大 20,000,000 ドン/1 人/1 件事故）を支払われる。

被保険場所：H 株式会社（以下「H 会社」という。）、住所：ドンナイ省 B 県 L 区 8 町。

地理の範囲：ベトナム

保険金受取人：V 銀行 B 支店（受取人 1）、N 会社（受取人 2）

保険期間：2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日

3 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号である（以下「契約第 0006 号」という）。その保険は、2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険の保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0006、2015 年 3 月 26 日付保険料徴収通知、追加条項、ボイラー保険規則からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、次のとおり保険を受ける。

- 物的損害について：第 3 の Biomass ボイラー（常に第 3 ボイラーと呼ばれている。）につき、保険金は 13,000,000,000 ドンである。

- 第三者に対する責任について：保険責任の限度は、1 件事故かつ全保険期間につき最大 1,000,000,000 ドン、具体的に：

- + 人的損害について：

- ・ 1 人ごとにつき：20,000,000 ドン/1 人/1 件事故

- ・ 総人数につき：200,000,000 ドン/1 件事故かつ全保険期間

- + 財産について：2,000,000,000 ドン/1 件事故かつ全保険期間

被保険場所：S 紙株式会社（以下「S 紙会社」という。）、住所：バリアブントウ省 T 県 M 工業団地。

保険金受取人：V 銀行 B 支店

保険期間：2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日

4 2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号である（以下「契約第 0010 号」という。）。その保険契約は、2015 年 3 月 26 日付保険証書第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 3 月 24 日付付保険料徴収通知、公共責任保険規則、公共責任保険の修正追加条項からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、最大 1 年又は 1 件事故につき 21,000,000,000 ドンの保険金（人的損害についての制限：最大 20,000,000 ドン/1 人/1 件事故）を支払われる。

保険範囲：P1 保険は、保険期間内に発生した N 会社の事業に関連する事故により発生し、N 会社が補償しなければならない法的責任を負う、第三者の身体又は財産の損害につき、賠償する。

被保険場所：S 紙会社、住所：バリアブンタウ省 T 県 M 工業団地

地理の範囲：ベトナム

保険金受取人：V 銀行 B 支店（受取人 1）、N 会社（受取人 2）

保険期間：2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日

5 2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0007 号である（以下「契約第 0007 号」という）。その保険は、2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険の保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0007、2015 年 9 月 30 日付保険料徴収通知、追加条項、ボイラー保険規則からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、次のとおり保険を受ける。

- 物的損害について：第 1 の Biomass ボイラー（常に第 1 ボイラーと呼ばれている。）につき、保険金は 9,300,000,000 ドンである。
- 第三者に対する責任について：保険責任の限度は、1 件事故かつ全保険期間につき最大 1,000,000,000 ドン、そのうち：

+ 人的損害について：

- ・ 1 人ごとにつき：20,000,000 ドン/1 人/1 件事故
- ・ 総人数につき：200,000,000 ドン/1 件の事故かつ全保険期間

+ 財産について：800,000,000 ドン/1 件の事故かつ全保険期間

被保険場所：S 紙会社、住所：バリアブンタウ省 T 県 M 工業団地

保険金受取人：V 銀行 B 支店

保険期間：2015 年 10 月 1 日～2016 年 10 月 1 日

6 2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号である（以下「契約第 0008 号」という）。その保険契約は、2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険の保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号、2015 年 9 月 30 日付保険料徴収通知、追加条項、ボイラー保険規則からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、次のとおり保険を受ける。

- 物的損害について：第 2 の Biomass ボイラー（常に第 2 ボイラーと呼ばれている。）につき、保険金は、5,400,000,000 ドンである。

- 第三者に対する責任について：保険責任の限度は、1 件事故かつ全保険期間につき最大 1,000,000,000 ドン、そのうち：

- + 人的損害について：

- ・ 1 人ごとにつき：20,000,000 ドン/1 人/1 件事故

- ・ 総人数につき：200,000,000 ドン/1 件事故かつ全保険期間

- + 財産について：800,000,000 ドン/1 件事故かつ全保険期間

被保険場所：S 紙会社、住所：バリアブンタウ省 T 県 M 工業団地

保険金受取人：V 銀行 B 支店

保険期間：2015 年 10 月 1 日～2016 年 10 月 1 日

7 2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号である（以下「契約第 0057 号」という）。その契約は、2015 年 9 月 30 日付保険証書第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号、2015 年 3 月 24 日付付保険料徴収通知、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号、公共責任保険の修正追加条項、公共責任保険規則からなる。従って、N 会社は、P1 保険により、1 件事故かつ 1 年につき 21,000,000,000 ドンの保険金（人的損害についての制限：最大 20,000,000 ドン/1 人/1 件事故）を支払われる。

保険範囲：P1 保険は、保険期間内に発生した N 会社の事業に関連する事故により発生し、N 会社が補償しなければならない法的責任を負う、第三者の身体又は財産の損害につき、賠償する。

被保険場所：S 紙会社、住所：バリアブンタウ省 T 県 M 工業団地

地理の範囲：ベトナム

保険金受取人：V 銀行 B 支店（受取人 1）、N 会社（受取人 2）

保険期間：2015 年 10 月 1 日～2016 年 10 月 1 日

2015 年 11 月 13 日の 00 時 30 分ごろ、S 紙会社で、第 3 ボイラーの爆発事故が発生し、次のような損害が生じた。

1 第 3 ボイラーに関する物的損害について：ボイラー3 システム全体が破壊された。

第三者に対する財産の損害について：S 紙会社の消火費用、財産の損害、建設費、機械停止による損害である。

2 人的損害：第 3 ボイラーの運行を担当していたグイエンヴァン C とグイエンタン L の 2 人が死亡した。

3 現場の片づけにかかる費用：第 3 ボイラーの爆発事故後の現場での財産の解体、清掃、輸送と保管。

4 N 会社の第 2 ボイラーの一部に損傷を与えた。

2015 年 11 月 13 日の午前 10 時に、P 保険と N 会社は、現場議事録を作成した。バリアブンタウ省警察の捜査警察機関は、事件の原因につき鑑定意見を徴求した。2016 年 1 月 13 日に公安省の刑事科学研究所（C54B）の鑑定結論第 3548/C54B を発行し、バリアブンタウ省警察の捜査警察機関の次の 3 つの 2016 年 1 月 26 日付文書で現れていた。刑事事件を起訴しないことに関する通知書第 02/TB-PC44 号、犯罪通知の検証結論第 02/KL-PC44（D3）号、犯罪通知への解決結果の通知書第 02/TB-PC44 号、犯罪通報届けの検証結論

についてのバリアブントウ省の人民検察院の 2016 年 1 月 26 日付公文書第 100/VKS-P2 号である。この公文書によれば、第 3 ボイラーの爆発事故の原因は、技術的エラーであり、第 3 ボイラー はまだ検査期間内（工商省の工業検査センターII が発行し、次回の検査日は 2016 年 12 月 17 日である。）であるため、2015 年 11 月 13 日に発生した第 3 ボイラーの爆発事故には、犯罪を示す兆候がない。

P1 保険は、鑑定株式会社 B（住所：ホーチミン市 P 郡 B 区 2.5 P 番）ボイラー爆発事故による損害を鑑定することを依頼した。鑑定は、2015 年 11 月の 17 日、18 日、19 日、20 日および 28 日に行われ、現場の鑑定議事録で反映され、次のような損傷を確認することができた。第 3 ボイラー、第 1 と第二ボイラーハウス、第 1、第 2 と第 3 ボイラーが共用している設備、第 2 ボイラーの機械的および電氣的な損傷、第三者である S 紙会社の財産、実際の現場の片づけ費用。

N 会社は、損害に関するデータをまとめて、P 保険株式総会と P1 保険に送り、損害賠償を請求した。その請求は次のとおりである。

1 第 3 ボイラーの物的損害について：N 会社は、2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号を根拠とし、第 3 ボイラーの爆発事故につき、次のものが P 保険の保険責任範囲内に帰属すると主張した。

- 第 3 ボイラーのシステム：13,886,965,686 ドン；

- 第 3 ボイラーハウス：1,298,476,400 ドン；

- 設備、材料（燃焼材料の使用能力を向上するもの）：2,519,308,592 ドン；

- 現場の片づけ費用：N 社は、契約第 0006 号の追加条項の現場の片づけに関する第 25 条（最大 100,000 米ドル）に基づき、第 3 ボイラーの爆発事故により発生した現場の片づけ費用が P 保険の保険責任に属すると主張した。損害は、次のものからなる。

+ 第 3 ボイラーの解体とクレーン：140,000,000 ドン；

+ 運送（ビッグトレーラー）：20,000,000 ドン；

+小規模の片づけと運送費用：200,000,000 ドン;

+第 3 ボイラーの保管倉庫の賃貸料：120,000,000 ドン。

合計：18,184,750,678 ドン。

2 人的損害について：N 社は、契約第 0009 号、契約第 0010 号、契約第 0057 号を根拠とし、人的損害（2 人死亡）を生じさせた第 3 ボイラーの爆発事故が、ベトナムで起こっていたため、P 保険の保険責任に帰属すると主張した。損害は、次のものからなる。

-グイエンヴァン C：300,000,000 ドン;

-グイエンタン L：333,000,000 ドン。

合計：633,000,000 ドン;

3 第三者の財産の損害について：N 会社は、契約第 0009 号、第 0010 号、第 0057 号を根拠としている。第 3 ボイラーの爆発事故は、第三者である S 紙株式会社の財産に損害を生じさせた。その事故は、ベトナムで発生し、つまり保険契約が定める地理の範囲内で発生したため、P 保険の保険責任に帰属すると主張した。損害は次のものからなる。

-財産の損害、建設費：90,804,880 ドン;

-消火費用：24,943,000 ドン;

-生産中断による損害：332,010,000 ドン;

-S 紙株式会社に賠償する第 3 ボイラーの爆発により、必要となった 2015 年 11 月の交換ガス価格の差額：1,063,032,472 ドン。

合計：1,510,790,352 ドン

4 第2ボイラーに関する物的損傷：N 会社は、契約第 0008 号に基づき、第2ボイラーの損傷が、P 保険の保険責任の範囲に属すると主張した。損害額は以下のとおりである。

-機械部分に関する損傷：200,000,000 ドン；

-電気部分に関する損傷：300,000,000 ドン

合計：500,000,000 ドン

P 保険側について：

1 ボイラー第3に対する物的損害、人的損害及び第三者の財産に関する損害の補償に同意しなかった。P1 保険は、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号により、契約第 0006 号、契約第 0010 号の効力を認めず、2015 年 12 月 1 日付公文書第 136/P-DNI-CV 号により契約第 0005 号と第 0009 号の効力を否認した。2015 年 11 月 26 日に、N 会社は、公文書第 01/2015/PHTT-NTN-PHCO ĐN 号を P 保険に送付し、P 会社の保険責任の拒否を認めないと主張し、発生した損害のすべてに補償するように請求した。P 保険は、補償を拒否することを継続し、次のとおり理由を説明した。N 会社は、2015 年 5 月 1 日の前に保険料を支払わなければならなかったが、P1 保険は、保険料を受けられたのは 2015 年 5 月 7 日であった。決済条項に基づき、それらの契約は、2015 年 5 月 1 日に失効となった。契約が、損害発生日（2015 年 11 月 13 日）の前に失効したため、それらの損害の補償は、P 保険の保険責任に帰属しない。N 会社は、P 保険の責任拒否に納得しなかったため、2015 年 12 月 2 日に不服申立書を P 保険に送付した。

N 会社は、P 保険が上記の理由に従って、賠償を拒否したことは、根拠のないものであると出張した。具体的に次のとおりである。

i) 契約の効力発生時点について：民法第 405 条によれば、「適法に締結された契約は、別段の合意又は法律の規定がある場合を除き、締結の時点から効力を有する。」。契約の締結時点とは、「申し込んだ側が締結承諾の返事を受けとった時点」

（第 404 条第 1 項）又は「最後の当事者が文書にサインした時点」（第 404 条第 4 項）である。実際に、P 保険は、N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付契約第 0005 号、2015 年 3 月 24 日付契約第 0009 号、2015 年 3 月 6 日付契約第 0006 号、2015 年 3 月 26 日付契約第 0010 号につき、保険証書を発行し、追加価値領収書を発行した。また、P 会社は、2015 年 5 月 7 日に 91,179,000 ドンの保険料を受け取った。両当事者は、保険契約の効力発生時点につき、別段の合意がなかった。P 保険は、契約の効力発生時点に関する 2010 年保険経営法の修正補充法第 15 条第 1 項と第 3 項の定めるところにより、N 会社に対し損害を補償する責任を負わなければならない。

ii) 契約の効力の終了について：保険経営法第 23 条第 2 項によれば、保険契約は、「当事者が別段の合意がある場合を除き、保険契約者が保険料を十分に納付しない又は保険契約で合意した期間内に十分に納付しない」場合において終了する。

ボイラー保険契約第 0005 号、第 0006 号の支払い条項における両当事者の合意によれば、

「被保険者が保険料を十分に納付しない又は保険契約の支払条項に従って保険料を納付しない場合において」。ボイラー保険契約の支払い条項によれば、「保険料は、保険者に対し 1 回の振り込みの方法で支払われる」。N 会社は、1 回の振り込みで 91,179,000 ドンの保険料を納付し、P1 会社は全部受け取った。

「又は両当事者が書面で一致したその他の支払い合意で。保険契約の効力は、被保険者が保険契約又は修正若しくは追加の附録（もしあれば）における合意に従って保険料を納付しなければならない日の翌日に自動的に終了する。」。第 23 条によれば、保険料支払誓約条項は、N 会社が追加に購入したものであり、保険契約の支払い条項より N 会社に有利である場合においてのみ適用されるものであるが、「（当事者の権利利益に害しない）」である。P 保険はが保険契約の効力を否認し、補償責任を拒否する方向で条項を引用し、解説したのは、N 会社に不利であるため、支払に関する追加条項は、有効ではない。他方で、追加条項は、契約第 15/DNI/XCG/3201/0005 号の一部であり、契約第

0005 号（第 P-15/DNI/XCG/3201/0005 号）の一部ではなく、契約第 15/DNI/XCG/3201/0006 号の一部であり、契約第 0006 号（第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号）の一部ではない。

公共責任保険契約第 0009 号、第 0010 号に関し、P 保険は、保険料支払誓約条項（15 日）である第 5 条を引用し、契約の効力を否認し、N 会社に対する補償責任を拒否した。それは、契約第 0009 号と第 0010 号に無関係であり、そして追加条項（もしあれば）の適用が N 会社に不利であるため、根拠のないものである。

- 公共責任保険の追加条項は、契約第 15/DNI/XCG/3303/0009 号の一部であり、契約第 0009 号（第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号）の一部ではなく、契約第 15/DNI/XCG/3303/0010 号の一部、契約第 0010 号（第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号）の一部ではない。

- 保険料支払誓約条項（15 日）は、追加条項であり、契約第 0009 号と第 0010 号で合意した条項より有利である場合においてのみ適用されるものであるが、契約第 0009 号と第 0010 号は、保険料の支払遅滞による契約の終了についての規定を設けていなかった。

2 第 2 ボイラーに関する損害について：P 保険は、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号第 III 部で、保険契約第 0008 号で誓約した損害補償責任を故意に回避した。

上記を踏まえて、N 会社の委任代表者は起訴要求を維持したが、2016 年 9 月 29 日に、第一審の公判期日で、以下のとおり提訴要求の一部を取り下げた。

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って公共責任保険として、633,000,000 ドンを補償しなければならない。

- P 保険株式会社の損害補償義務の履行遅滞につき、150%の利息を請求しない。

- N 会社に対し第 3 ボイラーの爆発により発生したすべての損害につき、ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に基づき、18,184,750,678 ドンを補償するような要求の一部を取り下げ、13,000,000,000 ドンの補償金と 200,000,000 ドンの片付け費用のみの支払いを請求する。

N 会社の委任代表者は、残りの提訴要求を維持し、裁判所に対し、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）が以下のとおり賠償することを強制するように要求した。

1 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、すべての損害につき補償しなければならないこと。

2 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、すべての損害につき補償しなければならないこと。

3 ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に従って N 会社に対し第 3 の Biomass ボイラーの爆発に関する損害につき、13,000,0000,000 ドンを補償すること。

4 現場の片付け費用：200,000,000 ドン

5 2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って、N 会社に対し、第 3 ボイラーの爆発に関する第三者の財産についての公共責任保険として 1,510,790,352 ドンを賠償すること。

6 2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号に従って、N 会社に対し、第 2 ボイラーに関する全ての損害につき 500,000,000 ドンを補償すること。

7 2015 年 1 月 19 日から 15 日間（P1 保険により、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号に認められた。）を超えたため、うわゆる 2015 年 12 月 4 日から第一審の審理日である 2016 年 10 月 11 日までの、国家銀行が発行した基本利率に基づく保険補償責任の履行遅滞による損害賠償：15,210,790,352 ドン x 10 ヶ月 7 日 x 9%/1 年 = 1,167,428,159 ドン

(3)+(4)+(5)+(6)+(7)の合計は、16,378,218,511 ドンである。

裁判所が解決の根拠があるための追加部分：

1 公共責任保険契約第 0009 号、第 0010 号、第 0057 号に従って、紛争の解決機関は、契約第 2 条第 3 項に定める権限のある人民裁判所である。

2 ボイラー保険契約につき、N 会社は、2010 年 6 月 17 日付商事仲裁法第 54/2010/QH12 号第 17 条、最高人民裁判所裁判官評議会の 2014 年 3 月 20 日付議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号第 4 条第 5 項に基づき、そして、保険サービス提供者である P1 保険と被保険者である N 会社の間のボイラー保険契約との割印を押印されている、保険サービス提供者である P1 保険により作成されたボイラー保険規則には、仲裁の合意が定めら

れているため、N 会社は、紛争の解決につき、仲裁または裁判所を選択することができる。N 会社は、裁判所を選ぶ。

原告の委任代表者は、DD 価値鑑定株式会社の 2016 年 8 月 22 日付価値鑑定証書第 2003/TDG-CT 号に同意し、その他の意見を有しない。原告の委任代表者は、裁判所がチュータン T に説明した内容を聞いており、従って、T が上記の価値鑑定証書に同意しない場合、裁判所に対し再鑑定を請求することができるが、T からは何の意見もなかったため、裁判所に法令の定めるところにより解決するように請求した。

その他の意見はなかった。

被告の委任代表者、次のとおり述べた。

A 2016 年 5 月 17 日付訴状における N 会社の 1～7 の提訴要求についての意見：

I ボイラー保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号は、P1 保険と N 会社で、法令の定めるところにより 2015 年 5 月 26 日に合意し、締結した（保険契約は、保険証書、保険料徴収通知、保険規則、追加条項からなり、保険 P の割印が押印された。）。しかし、契約の履行において、N 会社は、契約で合意したことを十分に実施していなかったため、契約が損害発生時点前に失効することとなった。具体的に次のとおりである。

保険証書における支払い条項と追加条項第 23 号によれば、支払い期限は次のとおり定められている。

1) 保険証書に記載する期限による

「保険料の支払期限：2015 年 3 月 26 日から 15 日以内

契約に記載する支払い期限：保険料は保険者に対し、現金、小切手または一回の振り込みにより支払われる。具体的次のとおりである。

被保険者が保険料を十分に納付しない又は保険契約の支払条項若しくは当事者が書面で一致したその他の支払い合意に従って保険料を納付しない場合、保険契約の効力は、翌日に自動的に終了する。被保険者は、保険契約又は修正若しくは追加の附録（もしあれば）における合意に従って保険料を納付しなければならない。」

このように、その保険料の支払期限規定によれば、N 会社は、P 保険に対し、2015 年 4 月 10 日の前に納付しなければならない（このことは、P 保険により、N 会社に 2015 年 3 月 26 日に送付した保険料徴収通知に明記された。）。

2) 追加条項第 23 号：保険料支払誓約条項（30 日）による

「1 両当事者は次のことを合意し、認容した。本保険申込書に異なる条件があるにもかかわらず、以下に定める条件 2 の遵守を基礎とし（本申込書の「いずれかの当事者の利益を害することなく）、保険申込書、更新証明書、追加条項又は仮保険証書による P 保険の責任を拘束するための前提条件は、被保険者が、計算された保険料の全額を支払うかつ P 保険又は本保険申込書を発行した若しくは手続きを行った保険ブローカー若しくはエージェンシがその保険料を以下の支払期間内に受け取ることである。

(a) 保険期間が 30 日間以上である場合、支払いは、以下の時点から 30 日間以内に行わなければならない。

(i) 保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書の効力発生日

(ii) その効力発生日が追加条項の発行日に一致する又はより遅れる日である場合、保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書と共に発行されたそれぞれの追加条項（もしあれば）に定める有効日

(iii) 追加条項に定める有効日が追加条項の発行日より早い日である場合、保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書と共に発行されたそれぞれの追加条項（もしあれば）の発行日

又は

(b) 保険期間が60日間未満である場合、保険申込書、保険更新証明書、追加条項又は仮保険証書に定める保険期間内である。

2) 上記の保険料が P 保険、ブローカー又はエージェンシに上記の期間内（保険料支払保障期間）に支払われていない場合、保険申込書、保険更新証明書、追加条項又は仮保険証書による保険の効力は、保険料支払保障期間の終了日から終了したとみなされ、P 保険は、それ以降にすべての責任を免除されるものとし、この場合において、P 保険は、保険申込書が有効である日数に応じて、保険料を受け取ることができるが、その分は少なくとも 20 ドルである。」

このように、上記の保険料支払い期限に照らして、N 会社は、2015 年 5 月 1 日前に P 保険に対し保険料を支払わなければならなかった。

上記の支払合意に従って、最も遅くても 2015 年 5 月 1 日の前日に、N 会社は、P 保険にボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号の保険料を支払わなければならなかったが、P 保険は、2015 年 5 月 7 日までに初めて N 会社からの保険料を受け取った（追加条項第 23 号の規定より 7 日、保険証書の支払条項より 26 日遅れた。）

そのため、保険証書の支払条項と追加条項第 23 号に基づき、保険経営法第 18 条第 2 項第 a 号と第 23 条第 2 項、財務省の 2014 年 12 月 17 日付通達第 194/2014/TT-BTC 号（2015 年 2 月 1 日以降有効となった。）第 2 条第 4 項に基づき、バリアブントウ県 T 県 M 工業団地に所在する S 紙 MTV 有限責任会社で 2015 年 11 月 13 日に発生した N 会社の第 3 の Biomass ボイラー（出力が 30 トン/1 時間）の爆発事故は、P 保険の保険責任に属さないといえる。なぜなら、保険契約第 P15/DNI/XCG/3201/0006 号は、損害発生日である 2015 年 11 月 13 日の前に、2015 年 5 月 1 日に失効したためである。

II 公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号は、P1 保険と N 会社で合意し、2015 年 3 月 26 日に締結した（契約全部は、保険契約、保険規則、追加条項からなり、割印が押印された。）。しかしながら、契約を履行する間、N 会社は、契約におけ

る合意を十分に実施していなかったため、契約が損害発生時点以前に失効となってしまった。具体的に、以下のとおりである。

保険証書及び追加条項によれば、支払期限は次のとおり定められている。

1 保険証書に定める期限による：「保険料の支払期限：証書発行日から 15 日以内」

このように、上記の保険料の支払期限によれば、N 会社は、2015 年 4 月 10 日の前日までに P 保険に対し保険料を支払わなければならない（このことは、P 保険により、N 会社に 2015 年 3 月 26 日に送付した保険料徴収通知に明記された。）。

2 追加条項第 23 号によれば：保険料支払誓約条項：「ここでいずれかの矛盾な条項が記載されているにもかかわらず、以下に記載されている第 2 条のみを根拠としかつ第 2 条を害することがないように、当事者は、本保険申込書、保険更新若しくは修正追加証明書又は仮保険証書に従う補償責任の前提条件は、いかなるの支払期限が到来した保険料が十分に支払わなければならない、かつ保険会社又は経営登録したブローカー若しくはエージェントにより受け取らなければならないことであると宣言し、一致した。

(a) 保険期間が 30 日間以上である場合、以下の時点から 30 日間以内である。

(i) 保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書の保険承諾日又は

(ii) 保険有効日が追加条項の発行日と一致する又はそれより遅れる日である場合、保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書と共に発行されたそれぞれの追加条項（もしあれば）に定める保険有効日又は

(iii) 追加条項に定める保険有効日が追加条項の発行日より早い日である場合、保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書と共に発行されたそれぞれの追加条項（もしあれば）の発行日

(b) 保険期間が 7 日間未満である場合、保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書に定める保険期間内である。

上記の保険料が保険会社又は経営登録したブローカー若しくはエージェンシに上記の方法と期間内（「保険料支払誓約期間」）に支払われない場合、本保険申込書、保険更新証明書又は仮保険証書による保険は、契約の効力発生日から自動的に終了し、保険会社は、その日からいかなるの責任が免除される。」

このように、この支払期限に照らして、N 会社は、2015 年 5 月 1 日前に P 保険に保険料を支払わなければならなかった。

上記の支払合意に従って、最も遅くても 2015 年 5 月 1 日の前日に、N 会社は、P 保険に公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号の保険料を支払わなければならなかったが、P 保険は、2015 年 5 月 7 日に初めて N 会社からの保険料を受け取ったわけである（追加条項第 23 号の規定より 7 日、保険証書の支払条項より 26 日遅れた。）

そのため、保険契約の支払条項、保険経営法第 18 条第 2 項第 a 号と第 23 条第 2 項、財務省の 2014 年 12 月 17 日付通達第 194/2014/TT-BTC 号（2015 年 2 月 1 日以降有効となった。）第 2 条第 4 項に基づき、P1 保険は、N 会社のバリアブントウ県 T 県 M 工業団地に所在する S 紙 MTV 有限責任会社で 2015 年 11 月 13 日に発生した N 会社の第 3 の Biomass ボイラー（出力が 30 トン/1 時間）の爆発事故に関する第三者に対する法的責任につき、補償責任を負う必要がないといえる。なぜなら、保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号は、損害発生日である 2015 年 11 月 13 日前に、2015 年 5 月 1 日に失効したためである。

III ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号は、P1 保険と N 会社により、合意し、2015 年 9 月 30 日に締結された（契約全体は、保険証書、保険規則、追加条項からなり、全てには P 保険の割印が押印された。）。これらの書類に基づき、P 保険は、次のことを通知する。

第 2 ボイラーを対象とする契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号については、N 会社が全ての契約の義務を履行したため、P 保険は、規定に従って補償することを検討する。このことは、P 保険が 2015 年 11 月 23 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号で述べた。現在、両

当事者が合意の上鑑定を委任した鑑定会社は、作業を行っており、結果が出たとき、P 会社が規定に従って補償していく。

第 2 の Biomass ボイラーの損害につき、P 保険は、原告が主張したように責任を回避しておらず、P1 保険会社は N 会社と B 鑑定株式会社と協力し、損害額を確認している。P1 保険会社は、それに基づき、規定に従って補償していく。現時点では、事件が解決される途中である。我々は、裁判所が検討し、この内容を受理しないように要請する。

IV 公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号は、P1 保険と N 会社により、合意の上で法令の定めるところにより 2015 年 3 月 24 日に締結された（契約全体は、保険証書、保険料支払通知、保険規則、追加条項からなり、P 保険の割印が押印された）。

その保険契約によれば、保険を受けられる場所は、H 会社であり、S 紙会社で発生した損害とは関係ない。

そのため、我々は裁判所がその内容を検討しないように要請する。

V 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号と 2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 15/DNI/XCG/3303/0057 号に従う N 会社の人的損害に対する補償請求について、裁判所が棄却することを要請する。なぜかという、公共責任保険は、被保険者の従業員を対象としないためである。

VI 保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に定める第三者に関する損害につき、P1 保険会社は、N 会社と B 鑑定株式会社と協力し、損害額を確認している。P1 保険会社は、それに基づき、規定に従って補償していく。現時点では、事件が解決される途中である。我々は、裁判所が検討し、この内容を受理しないように要請する。

B N 会社の 2016 年 5 月 17 日付訴状に従う 9 番の提訴要求についての意見

提訴要求の全てに対し、補償の支払遅滞による利息の支払を請求したことは、以下の理由から根拠のないものであると考える。

1 ボイラー保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 と公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号は、A の I と II で述べたように、損害発生日である 2015 年 11 月 13 日前に、2015 年 5 月 1 日に効力が失った。つまり、補償の支払遅滞による利息の計算には、根拠がないということである。

2 ボイラー保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 と公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号

2015 年 11 月 24 日に、P1 保険は、公文書第 130/P-DNI-CV 号が発行し、次のことを通知した。「貴社は、規定の定めるところにより保険料の納付を完了させた。P 保険は、本保険証書に従って、それぞれの損害に対する保険の範囲と責任を確認するため、貴社に対し協力し、今後の手続きを案内する。」

損害が発生した後、P 保険は、その保険契約に従って、補償を検討する根拠があるように、B 鑑定株式会社に対し、損害の原因とレベルを判断するための書類を収集することにおける N 会社との協力、案内を依頼した（独立した B 鑑定株式会社の雇うことは、P 保険と N 会社により合意された）。しかしながら、現在まで N 会社は、B 鑑定株式会社が公文書又は複数の会議で要求し、案内したことに応じて損害を証明する書類を提供していない。P 保険は、保険経営法、有効の保険規則及び保険契約に定める適式な書類を全て受け取った日から 15 日以内に賠償する責任を負っている。この場合、N 会社は、規定に従って必要な書類を十分に提供していないため、P 保険は、第 2 の Biomass ボイラーに関する損害を補償することができなかったわけである。それ故に、N 会社の訴状のように、P 会社は義務履行が遅れたと主張することができない。

3 補償義務の履行遅滞を計算する時点について

事故は、2015 年 11 月 13 日に発生したが、N 会社は、2015 年 1 月 19 日という時点から補償義務の遅滞を申立てた。N 会社が利息を計算した時点は、損害発生時点とは関係なく、P1 保険が N 会社に送付した 2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/PHCO-DNI-CV 号にも全く無関係である。

4 支払義務の履行遅滞による賠償に関する規定

保険経営法と保険規則の定めるところにより、保険企業は、被保険者に対し、適式な書類を全て受け取った日から 15 日以内に賠償しなければならない。

P 会社は、両当事者が契約・保険証書第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号、第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号で合意した条件と条項に従って全ての責任を実施した。これらの契約・保険証書に従う補償を拒否したことは、契約における合意のとおりであり、保険経営法と財務省の 2014 年 12 月 17 日付通知第 194/2014/TT-BTC 号（2015 年 2 月 1 日から有効となった。）に適合なことである。それらのことから、我々は、裁判所が原告の全ての提訴要求を破棄するように要求する。

DD 価値鑑定株式会社の 2016 年 8 月 22 日付価値鑑定証書第 2003/TDG-CT 号について、P 保険は、この価値鑑定証書に同意しない。なぜなら、価値鑑定は、適切ではなく、法令の規定に適合しないためである。裁判所に価値の再鑑定を請求することができると説明してもらった時に、被告である我々は、価値鑑定証書を補償根拠として使用することが、保険補償に関する法令の規定に適合しないという意見を裁判所に述べた。裁判所が法令の定めるところにより事件を解決することを要求する。

関連する権利義務を有する者である P1 保険会社は、チュータン T により代表され、次のとおり述べた。

2016 年 6 月 27 日付供述書と和解議事録における被告の意見と一致し、その他の意見がない。P 保険総会社（P 保険）が裁判所に送付した意見は、関連する権利義務を有する者である P1 保険会社の法的代表者である自己の意見である。

関連する権利義務を有する者である V 株式商業銀行は、ハーティタン H により代表され、次のとおり述べた。

- 2013年5月8日に、N会社（以下「顧客」という。）は、V株式商業銀行B支店（以下「銀行」という。）に対し、2013年5月8日付財産抵当契約第069/13/VCB.BH号に従ってH株式会社で設置されているボイラーシステムで抵当権を設立した。H株式会社で設置されているボイラーシステムは、顧客により次のとおり保険に加入されている。

+2015年3月24日付ボイラー保険契約第P-15/ĐNI/XCG/3201/0005号であり、第一次の保険金受取人はV株式商業銀行B支店、保険金は6,500,000,000ドン、保険期間は2015年4月1日～2016年3月31日までである。

+2015年3月24日付公共責任保険契約第P-15/ĐNI/XCG/3303/0009号であり、第一次の保険金受取人はV株式商業銀行B支店、保険金は21,000,000,000ドン、保険期間は2015年4月1日～2016年3月31日までである。

- 2014年10月1日に、N会社は、銀行に対し、2014年10月1日付財産抵当契約第207/14/VCB.BH号に従ってS紙MTV有限責任会社で設置されているボイラーシステム（第2ボイラー）で抵当権を設立した。S紙会社で設置されているボイラーシステムは、顧客により次のとおり保険に加入されている。

+2015年9月30日付ボイラー保険契約第P-15/ĐNI/XCG/3201/0008号であり、第一次の保険金受取人はV株式商業銀行B支店、保険金5,400,000,000ドン、保険期間2015年5月1日～2016年10月1日までである。

+2015年9月30日付ボイラー保険契約第P-15/ĐNI/XCG/3303/0057号であり、第一次の保険金受取人はV株式商業銀行B支店、保険金は21,000,000,000ドン、保険期間は2015年5月1日～2016年10月1日までである。

- 2015年2月6日に、N会社は、銀行に対し、2015年2月6日付財産抵当契約第055/15/VCB.BH号に従ってS紙有限責任会社で設置されているボイラーシステム（第3ボイラー）で抵当権を設立した。S紙会社で設置されている第3ボイラーシステムは、顧客により次のとおり保険に加入されている。

+2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3201/0006 号であり、第一次の保険金受取人は V 株式商業銀行 B 支店、保険金は 13,000,000,000 ドン、保険期間は 2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日までである。

+2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 15/ĐNI/XCG/3303/0010 号であり、第一次の保険金受取人は V 株式商業銀行 B 支店、保険金は 21,000,000,000 ドン、保険期間は 2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日までである。

信用契約による N 会社の V 株式商業銀行 B 支店でのローンのための担保財産の詳細は、以下のとおりである。

順序 数	契約番号	貸付の目的	貸付金額 (100 万 ドン)	貸付期 間 (月)	適用利息	現時点までの 未払い借金 (100 万ド ン)
1	2015 年 2 月 6 日付第 0061.15/48.05-HMTD 号、2015 年 6 月 15 日付附録第 01/0061.15/48.05- HMTD 号と 2015 年 12 月 16 日 付附録第 01/0061.15/48.05- HMTD 号	生産と経営のた めの運転資本の 増加	8,000	12	7.30%	8,991

2	2014 年 3 月 11 日付第 0050.14/48.05-DTDA 号	100%新たな Thaco Auman ド ラックの購入代 金	425	36	10.00%	157
3	2014 年 10 月 1 日付第 0425.14/48.05-DTDA 号	ボイラー設備シ ステムの投資建 築に関する機 械、設備、資材 の購入代金又は その他の費用	4,500	48	10.00%	3,226
4	2015 年 4 月 16 日付第 0033.15/48.TN-XE 号	100%新たな Thaco Auman ド ラックの購入代 金	561	36	10.00%	358
5	2015 年 6 月 8 日付第 0136.15/48.TN-XE 号	100%新たな Thaco Auman ド ラックの購入代 金	564	36	10.00%	392
6	2015 年 6 月 16 日付第 0146.15/48.TN-XE 号	100%新たな Thaco Auman ド ラックの購入代 金	319	36	10.00%	221

7	2015 年 11 月 12 日付第 0382.15/15.BL- DTDA 号	ボイラー設備シ ステムの投資建 築に関する機 械、設備、資材 の購入代金又は その他の費用	6,000	48	10.00%	5,950
合計			16,300			19,295

- N 会社が 2015 年 11 月 16 日に V 株式商業銀行 B 支店に送付したボイラー爆発事故についての通知によれば、2015 年 11 月 13 日の 00 時頃に、バリアブントウ省 T 県 M 工業団地に所在する S 紙会社で、顧客の第 3 ボイラーの爆発事故が発生した。その事故は、2015 年 2 月 6 日付契約第 055/15/VCB.BH 号に従って、銀行で抵当権を設定している財産につき全体の損害を生じさせ、損害額は 13,000,000,000 ドンと想定されている。

- 2015 年 11 月 16 日」に、銀行は、現場に行き、N 会社と話し合った（詳細は、2015 年 11 月 16 日の議事録による。）。銀行は、顧客に対し、抵当財産の状態を詳しく説明すること、その事故により発生した損害につき補償を受けられるために P1 保険会社と積極的に協力することを求めた。

「保険契約に関する紛争」に関するビェンホア市人民裁判所の 2016 年 6 月 2 日付事件受領に関する通知第 72/2016/TB-KDT 後によれば、N 会社は、裁判所に対し、次の問題を解決することを要求した。

1 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し下記の全ての損害につき、補償する責任を負わなければならないこと。

2 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0010 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し下記の全ての損害につき、補償する責任を負わなければならないこと。

3 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 24 日付ボイラー保険契約第 15/ĐNI/XCG/3201/0005 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故が発生したときの全ての損害につき、補償する責任を負わなければならないこと。

4 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 24 日付ボイラー保険契約 P-15/ĐNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めること。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、下記の損害の全てと保険事故が発生したときのその他の損害につき、補償する責任を負わなければならないこと。

5 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3201/0006 号に従って、N 会社に対し、第 3 の Biomass ボイラーの全ての損害につき 18,184,750,678 ドンを補償すること。

6 N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0057 号に従って、人的損害に対する公共責任保険として、633,000,000 ドンを補償すること。

7 第 3 ボイラーの爆発事故につき、N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3303/0057 号に従って、第三者の財産に対する公共責任保険として 1,510,790,352 ドンを補償すること。

8 P-15/ĐNI/XCG/3201/0008 ngày 30-09-2015.爆発事故により発生した第 2 の Biomass ボイラーの全ての損害につき、N 会社に対し、ボイラー保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3201/0008 号に従って 500,000,000 ドンを補償すること。

9 2015 年 1 月 19 日から 15 日間 (P1 保険により、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号に認められた。) を超えたため、2015 年 1 月 19 日から第一審の審理の日までの市場の中期ローンの利率に基づく保険補償責任の履行遅滞による損害賠償：20,828,541,030 ドン x 15 ヶ月 (仮計算で 2015 年 2 月 4 日から 2016 年 5 月 4 日まで) x 9%/1 年 x 150% = 3,514,816,298 ドン

(5)+(6)+(7)+(8)+(9)の合計：24,343,357,328 ドン

訴状及び公判において N 会社が P 保険会社総会社 (P 保険株式会社) に対し要求した内容につき、V 株式商業銀行は、裁判所が法令の定めるところにより審理を行うように要求する。

D 価値鑑定会社の 2016 年 8 月 22 日付価値鑑定証書第 2003/TĐG-CT 号につき、銀行は、何の意見も持っておらず、裁判所が法令の定めるところにより審理を行うように要求する。

2016 年 10 月 11 日付第一審経営商業判決第 50/2016/KDTM-ST 号で、ドンナイ省ビエンホア市人民裁判所は、次のことを決定した。

N 会社の訴状を認容すること。

P 保険会社総会社 (P 保険株式会社) に対し次のことを強制すること。

1 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/ĐNI/XCG/3201/0006 号の効力を認め、P 保険株式総会社 (P 保険株式会社) は、N 会社に対し全ての損害を補償する責任を負わなければならない。

2 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号の効力を認め、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し全ての損害を補償する責任を負わなければならない。

3 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に従って、N 会社に対し、第 3 の Biomass ボイラーの爆発に関する全ての損害につき、13,000,000,000 ドンを補償する。

4 現場の片付け費用の補償：200,000,000 ドン

5 2015 年 3 月 26 日公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って、第 3 ボイラーの爆発事故につき、N 会社に対し、第三者の財産に対する公共責任保険として 1,510,790,352 ドンを補償する。

6 ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号に従って第 2 の Biomass ボイラーに関する全ての損害につき、N 会社に対し 500,000,000 ドンを補償する。

7 適式な補償請求を受け取った 2015 年 1 月 19 日から 15 日間（P1 保険により、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号に認められた。）を超えた、いわゆる 2015 年 12 月 4 日から第一審の審理日である 2016 年 10 月 11 日まで、国家銀行が発行した基本利率に基づき、保険補償責任の履行遅滞により損害を賠償する：15,210,790,352 ドン x 10 ヶ月と 7 日 x 9%/1 年 = 1,167,428,159 ドン。

(3)+(4)+(5)+(6)+(7)の合計：16,378,218,511 ドンである。

N 会社を取り下げた次の提訴要求につき、解決することを中止した。

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って公共責任保険として、633,000,000 ドンを補償しなければならない。

- P 保険株式会社の損害補償義務の履行遅滞につき、150%の利息を請求しない。

- 第 3 ボイラーの爆発事故により発生した全ての損害につき、ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に基づく N 会社への補償請求の一部であるの 4,984,750,678 ドンの補償。

P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し 134,000,000 ドンの価値鑑定費用を返済しなければならない。

その他、第一審裁判所は、判決執行遅滞についての責任、当事者の控訴件について、決定した。

2016 年 10 月 20 日に、P 保険会社総会社は、第一審経営商業判決の全部につき、控訴をした。

2017 年 3 月 6 日付第二審経営商業判決第 01/2017/KDTM-PT 号で、ドンナイ省人民裁判所は、次のことを決定した。

P 保険会社総会社（P 保険株式会社）の控訴要求の全部を棄却し、第一審判決を維持すること。

N 会社の提訴要求を認容したこと。

P 保険会社総会社（P 保険株式会社）に対し、次のことを強制すること。

1 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号の効力を認め、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し全ての損害を補償する責任を負わなければならない。

2 保険者である P1 保険と被保険者である N 会社との間の 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号の効力を認め、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し全ての損害を補償する責任を負わなければならない。

3 2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に従って、N 会社に対し、第 3 の Biomass ボイラーの爆発に関する全ての損害につき、13,000,000,000 ドンを補償する。

4 現場の片付け費用の補償：200,000,000 ドン

5 2015 年 3 月 26 日公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って、第 3 ボイラーの爆発事故につき、N 会社に対し、第三者の財産に対する公共責任保険として 1,510,790,352 ドンを補償する。

6 ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号に従って第 2 の Biomass ボイラーに関する全ての損害につき、N 会社に対し 500,000,000 ドンを補償する。

7 適式な補償請求を受け取った 2015 年 1 月 19 日から 15 日間（P1 保険により、2015 年 11 月 24 日付公文書第 130/P-DNI-CV 号に認められた。）を超えた、いわゆる 2015 年 12 月 4 日から第一審の審理日である 2016 年 10 月 11 日まで、国家銀行が発行した基本利率に基づき、保険補償責任の履行遅滞により損害を賠償する：15,210,790,352 ドン x 10 ヶ月と 7 日 x 9%/1 年=1,167,428,159 ドン。

(3)+(4)+(5)+(6)+(7)の合計で、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、16,378,218,511 ドンを補償しなければならない。

N 会社を取り下げた次の提訴要求につき、解決することを中止した

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- P1 保険と被保険者である N 会社の間の 2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号の効力を認めるように要求する。P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し、保険事故の発生により生じたすべての損害につき補償しなければならない。

- N 会社に対し、2015 年 3 月 24 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0009 号、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号に従って公共責任保険として、633,000,000 ドンを補償しなければならない。

- P 保険株式会社の損害補償義務の履行遅滞につき、150%の利息を請求しない。

- 第 3 ボイラーの爆発事故により発生した全ての損害につき、ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号に基づく N 会社への補償請求の一部であるの 4,984,750,678 ドンの補償。

- 訴訟費用について、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、134,000,000 ドンの価値鑑定費用を負担しなければならないため、P 保険株式総会社（P 保険株式会社）は、N 会社に対し 134,000,000 ドンを返済しなければならない。

原告が判決執行を請求した日から、被告が上記の金額と価値鑑定費用を支払わない場合、支払時点で支払を遅滞した金額に応じて、国家銀行が定めた基本利率に従って支払遅滞の利息を支払わなければならない。

その他に、第二審裁判所は、訴訟費用を決定した。

第二審の審理の後、P 保険会社総会社は、上記の第二審判決につき、監督審手続きに従って再検討することを要求した。

2018 年 2 月 8 日付決定第 45/QĐKNGĐT-VC3-KDTM 号で、ホーチミン市に所在する高級人民検察院の院長は、上記の第二審判決につき異議を申立てた。そして、ホーチミン市に所在する高級人民裁判所の裁判官評議会に対し、監督審の手続きで審理し、その第二審判決とドンナイ省ビェンホア市人民裁判所の 2016 年 10 月 11 日付第一審経営商業判決第 50/2016/KDTM-ST 号を破棄すること、事件を法令の定めるところにより第一審の審理を再度行うため、ドンナイ省ビェンホア市人民裁判所に事件記録を返送することを要請した。

本日の公判期日では、ホーチミン市に所在する高級人民検察院の代表は、ホーチミン市に所在する高級人民裁判所の裁判官評議会に対し、ホーチミン市に所在する高級人民検察院の院長の異議申立を認容するように要請した。

裁判所の認定

【1】 事件記録における資料と証拠によれば、

【2】 N 会社は、S 紙株式会社（紙会社）に対し、バリアブントウ省 T 県 M 工業団地において、3 台のボイラーを提供し、設置し、運行している。同時に、N 会社と P1 保険会社（P1 保険）は、5 つのボイラー保険契約と公共責任保険契約を締結した。具体的に、2015 年 3 月 26 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0006 号（契約第 06 号）、2015 年 3 月 26 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0010 号（契約第 10 号）、2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0007 号（契約第 07 号）、2015 年 9 月 30 日付ボイラー保険契約第 P-15/DNI/XCG/3201/0008 号（契約第 08 号）、2015 年 9 月 30 日付公共責任保険契約第 P-15/DNI/XCG/3303/0057 号（契約第 57 号）である。

【3】2015年11月13日の00時ごろに、紙会社において、第3ボイラーの爆発事故が発生した。バリアブントウ省警察の捜査警察機関は、事故の原因につき鑑定を徴求し、第3ボイラーの爆発事故の原因は、技術上の問題のためであり、犯罪を示す兆候がないと結論した。ボイラーの爆発事故は、N会社の財産のみならず、紙会社の財産に対しても影響を与えた。紙会社の損害を受けた財産は保険証書の保険範囲内であるため、N会社は、損害額につき、法令の定めるところにより、保険補償を受けることができる。

【4】しかし、P1保険によれば、N会社が保険料の納付に遅れていたため、契約第06号と契約第10号が、失効となった。具体的に、保険料の納付の最終日は、2015年5月1日であったが、N会社がP1保険に対し送金したのは2015年5月7日であった。N会社からの保険料を受けた後、P保険株式総会社及びP1保険会社は、いかなるの意見を出さず、保険料の支払いが遅滞になったとき、上記の2つの保険契約が2015年5月1日から失効となったことを通知する文書が発行しなかった。他方で、P1保険は、N会社の2つの保険料を受けた後、それにつき追加価値領収書を発行し、税務報告を行ったため、P保険株式総会社及びP1保険会社は、N会社の保険料の支払い遅滞を認め、上記の2つの保険契約が有効であることを認めていると解することができる。

【5】そのため、保険事故が発生したとき、P保険株式総会社は、両当事者の間で締結した保険契約に基づき、補償する責任を負わなければならない。

【6】侵害と補償について、次のことを認定する。保険経営法第48条に従って、損害の原因と程度を確認するため、損害の鑑定を行わなければならない。そして、それを根拠とし、P保険株式総会社が補償しなければならない金額を確認する。しかし、第一審裁判所と第二審裁判所は、財産の価値に対してのみ鑑定を行い、その結果を、P保険株式総会の補償責任を負わせることの根拠として使用した。このような解決の仕方には、根拠がない。なぜかという、価格に関する法律第4条第15項は、次のように定めているためである。鑑定は、価格の鑑定機能を持っている機関、組織が、民法の定めるところ

ろにより、価格鑑定の基準に従う特定の目的のため、特定の 1 つの場所、時点の市場価格に適した各種の財産の金銭的な価値を評価することである。

【7】他方で、保険契約第 06 号の規定によれば、控除率は次のとおりです。控除可能率は、損害が発生した場合に被保険者が自ら負担する金額であり、本件契約における控除可能率は、損害値の 5%/1 件事故であるが、最低でも 10,000,000 ドンである。しかし、第一審裁判所と第二審裁判所は、契約におけるこの合意を考慮せずに、P 保険株式総会社に対し、すべての損害を補償するように強制した。これは、契約の合意に従わず、P 保険株式総会社の権利に対し、悪影響を与えた。

【8】保険契約第 08 号について：事故が発生した後、両当事者は、B 鑑定株式会社が鑑定を行うことに同意した。しかし、B 鑑定株式会社は、N 会社が必要な書類を全部提供していないため、鑑定を完了させることができていない。第一審裁判所と第二審裁判所は、この問題を考慮せずに、P 保険株式総会社に対し、N 会社への損害の補償を強制した。これは、証拠が十分でなく、根拠のない決定である。

【9】N 会社が、第三者に対し損害を賠償したことを証明する証拠を提供していないものの、第一審裁判所と第二審裁判所は、P 保険株式総会社に対し、契約第 10 号と契約第 57 号に従って公共責任保険として 1,510,790,352 ドンを補償することを強制した。それは、根拠のない決定である。

【10】その他、工業検査センターII の技術検査書によれば、前回の検査が、2013 年 10 月であったが、保険契約と価値鑑定証書は、Biomass ボイラーが 2014 年製であると結論した。しかし、第一審裁判所と第二審裁判所は、この不一致を明確にせず、P 保険株式総会社に対し、N 会社への補償を強制した。これは、根拠不十分の結論である。

上記を踏まえて、

決定

民事訴訟法第 337 条、第 343 条及び第 349 条に基づき、

- 1 ホーチミン市に所在する高級人民検察院の院長の 2018 年 2 月 8 日付異議申立第 45/QĐKNGĐT-VC3-KDTM 号を認容する。
- 2 原告である N 有限責任会社と被告である P 保険株式総会社の間の事件に関する、ドンナイ省人民裁判所の 2017 年 3 月 6 日付第二審経営商業判決第 01/2017/KDTM-PT 号及びドンナイ省ビエンホア県人民裁判所の 2016 年 10 月 11 日付第一審経営商業判決第 50/2016/KDTM-ST 号の全部を破棄する。法令の定めるところにより事件の第一審の審理を再び行うために、事件記録をドンナイ省ビエンホア県人民裁判所に送付する。
- 3 監督審決定は、決定が発行した日から効力を有する。

判例の内容

「【4】... N 会社からの保険料を受けた後、P 保険株式総会社及び P1 保険会社は、いかなるの意見を出さず、保険料の支払いが遅滞になったとき、上記の 2 つの保険契約が 2015 年 5 月 1 日から失効となったことを通知する文書が発行しなかった。他方で、P1 保険は、N 会社の 2 つの保険料を受けた後、それにつき追加価値領収書を発行し、税務報告を行ったため、P 保険株式総会社及び P1 保険会社は、N 会社の保険料の支払い遅滞を認め、上記の 2 つの保険契約が有効であることを認めていると解することができる。

【5】そのため、保険事故が発生したとき、P 保険株式総会社は、両当事者の間で締結した保険契約に基づき、補償する責任を負わなければならない。」